

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から54年3月まで
② 昭和55年4月から60年3月まで

その時々で納付した場所は違うが、私が銀行の窓口や出入りの銀行員に頼んで納付していた。

婚姻の3、4年前ごろから、元夫の母親が営む店を手伝いながら、元夫と一緒に暮らしており、申立期間の保険料は、私が元夫の分と一緒に納付していたので、全く空白（未納）となることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、戸籍の附票やA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人とその元夫は、婚姻前から同居していたことが確認できる上、同名簿によると、申立人と元夫が同居を始めてからの保険料は納付月が同一であることが確認できることから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録、同庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する上記名簿でも、納付記録が確認できないのはもとよりのこと、一緒に納付していたとする元夫についても、上記オンライン記録やA市が保管する上記名簿に申立期間の納付記録は確認できない。

また、申立人に聴取しても、保険料の納付状況等についての記憶が明確でなく、ほかに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間及び44年4月から45年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年8月まで

私は、社会保険事務所に昭和36年4月から45年8月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、この期間について納付の事実が確認できないとの回答をもらいました。

昭和36年4月から39年10月までの分については、父が、A市で納付していました。39年11月から45年8月までの分については、私がB市に住んでいたときにC支所の女性が集金に来ていました。

申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間及び44年4月から45年6月までの期間については、B市が保管する資料及び社会保険事務所に保管する資料並びに周辺事情から、国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

一方、昭和39年4月から44年3月までの期間、45年7月及び同年8月については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、納付組織の集金人を通じて保険料の納付をしていたとするが、納付組織が存在していたことはB市が保管する資料により認められるものの、B市からは「関連資料が現存していないため、その詳細は不

明。」との回答があった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間及び44年4月から45年6月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から41年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年8月まで
② 昭和39年3月から同年10月まで
③ 昭和40年5月から41年9月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できないとの回答をもらった。申立期間は、国民年金に加入しなければならない期間であり、親が加入手続と保険料の納付をしてくれていたものと思います。

なお、申立期間③については、申請免除をしていたことも考えられるので、併せて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間③が含まれる昭和40年度及び41年度は納付免除となっていたことが確認でき、A町が保管している国民年金被保険者名簿（紙台帳）でも同様のことが確認できる。

また、申立人の母親は、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和40年度から44年度までが納付免除となっていた（その後、一部を除き納付済みとなった。）記録があることから、申立人も母親と一緒に納付免除されていたことがうかがわれる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和38年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間は国民年金に未加入の期間となっているが、申立人は同年9月4日に厚生年金保険に加入しており、同年4月1日に資格を喪失する理由が見当たらないことから、同日の資格喪失

記録は後日記載され、そのとき納付免除も取り消されたものと推測される。

一方、申立期間③に係る国民年金保険料の納付（追納）については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、A町が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）では、国民年金保険料が追納された形跡が見当たらない。

申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）では、国民年金保険料を納付したことを確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間①及び②については、時効消滅のゴム印が押されている。

このほか、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から41年9月までの国民年金保険料については、納付免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで
昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料について、付加保険料も含め毎月自分で当時の A 町役場の年金係に納付書で納めていた。その際納付書に領収印を押してもらっていた。絶対に未納はあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 4 か月を除き 314 か月の国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 36 年 4 月から申立人自身が納付していたと主張している申立人の妻の保険料も 60 歳到達前月まですべて納付されている。

さらに、申立人が農業者年金に加入した昭和 46 年 1 月から申立期間を含む 201 か月の農業者年金の保険料は完納されており、農業者年金加入条件である国民年金の付加保険料についても申立期間を除き納付されている。

加えて、申立期間当時の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間②に勤務していたとするA社（昭和62年8月10日にB社へ社名変更。）は、当時社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を62年2月28日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、申立期間②に係る事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和63年3月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月1日から52年2月1日まで
② 昭和62年2月28日から同年12月1日まで
③ 昭和63年2月29日から同年3月1日まで

C社に勤務していた申立期間①並びにA社に勤務していた申立期間②及び③について、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらったので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録及びA社の元役員の証言から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間②の期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所は法人事業所であり、5人以上の社員が存在していたと認められ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③について、申立人に係る保険料の事業主による保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の元役員は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立期間後にC社で厚生年金保険被保険者資格の取得が確認できること及び元同僚の証言から、当該事業所に勤務していたと認められる。

しかし、当該事業所で厚生年金保険被保険者として確認できる元同僚3名は、厚生年金保険の加入は入社1年後、6か月後及び1か月後とそれぞれ回答しており、申立人も入社した5か月後に被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、採用した社員は一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと推認することができる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、保険料の控除を確認できる関連資料が残っていないほか、申立期間について社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年5月7日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月7日から同年8月1日まで

A社では、毎年約3か月間、社員を様々な船へエンジニアとして乗船させていた。

私は、昭和38年3月15日にA社へ入社後、平成19年3月25日に退職するまで44年間一度も途切れることなく勤務していた。申立期間のうち昭和46年5月14日から同年7月26日まではC社所有の船舶Dに乗船している。

この度、厚生年金保険（船員保険）の加入記録漏れがあることを知り、到底納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録及び雇用保険の加入記録並びに複数の元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、船員手帳、A社の社内報及び元同僚の証言から申立期間に出張社員として、C社所有の船舶Dに乗船していたことが確認できる。

さらに、A社の元総務部長は、「船に乗るときは船員保険を適用するようにと行政指導を受け、厚生年金保険を乗船時だけ船員保険に切り替えた。保険が継続するようしっかり指導した記憶がある。」と証言している。

加えて、当時、申立人と同様に乗船していた複数の元同僚は、申立期間

において船員保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所が管理するA社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と元同僚1名は、いったん、被保険者資格を取得した後、さかのぼって取消処理をされている記録が確認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の取消しの届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から同年4月1日まで

A社に勤務した昭和36年11月から平成元年7月までの厚生年金保険の加入期間について、照会申出書を提出したところ、昭和40年3月が未加入になっている旨の回答がありました。

私は、昭和36年11月にA社に入社し、厚生年金保険に加入して以来、退職により平成元年8月1日に資格を喪失するまで、一貫して同社に在籍し、毎月給与から厚生年金保険料を差し引かれていました。申立期間は、D事業所からC事業所へ転勤した時期ですが、保険料を天引きされていたのは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主発行の在籍証明書及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、申立期間を含めた昭和36年11月10日から平成元年7月31日まで継続してA社に勤務し（昭和40年3月16日にA社D事業所からA社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月8日から同年4月1日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和32年3月8日にA社で資格喪失、同年4月1日にC社で資格取得となっており、空白期間が生じていました。

A社の子会社であるC社に出向しましたが、勤務は継続していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する供述及び事業所の回答から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。これらの期間の国民年金保険料は、昭和 60 年に孫が誕生し、孫が小学校に入学するまでの間、子守りをしながら、納付書を使い市役所、銀行、郵便局及び農協で納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間前後の申立人の保険料の納付状況を見ると、納付日が規則的ではなく、時効到来直前の納付も見受けられることから、申立期間の保険料を申立内容のように納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は、娘から孫の子守り代としてもらった月 2 万円で、保険料を納付したとしているが、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年8月まで

私が60歳に達した平成6年1月に、A市役所で、夫が私の国民年金の任意加入の手続をしたが、2か月しても何ら連絡が来なかった。

3か月目に夫がA市に問い合わせたところ、係の人が忘れており、2か月遅れの平成6年3月の加入となった。保険料は納税組合を通じ納付しており、申立期間の保険料も納付済みで受給額にも反映されていると認識していたが、社会保険庁の「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」により申立期間の18か月分が未納（未加入）とのことで申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金任意加入申出書の申出年月日欄から申立人は、平成7年9月8日に任意加入していることが確認でき、申立人が保有する国民年金手帳の資格取得及び被保険者の種別の記入欄にも「平成7年9月8日 A市 任」の記載が確認できることから、申立人は同日に任意加入したと考えられる。任意加入については、加入手続の日からさかのぼって被保険者の資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入の期間であり、保険料は納付できない。

さらに、申立人が所属していた納税組合は既に解散しており、当時の代表者も亡くなっているため納付の事実を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から8年8月まで
申立期間は、私が20歳に達したとき、父親が国民年金の加入手続を行った上で保険料も毎月納付していた。間違いないと思っていたが申立期間すべてが未納となっていた。1歳違いの妹の保険料も父親と一緒に納めており納付済みとなっているのに、自分の分だけが未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父親が国民年金の加入手続や保険料の納付等を行ったとしているが、申立人の父親はよく記憶していないとしており、申立人自身は、国民年金保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入手続や保険料の納付状況等が明確ではない。

また、A市保管の申立人に係る国民年金資格取得、喪失等の記録では、平成11年2月25日処理として、5年1月22日新規取得、8年9月1日資格喪失、同年12月1日再取得となっており、この処理日からすると、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人の父親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたという申立人の妹（平成6年2月21日資格取得、8年4月1日喪失）の保険料の納付状況をみると、納付形態が一定ではなく、未納も多くみられ、申立人も一緒に納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人に係る氏名検索を行ったが、未統合となっている記録は確認できない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から60年3月まで

私は昭和53年当時、伯父と同居しており、私が20歳になった時、伯父が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

伯父は私の保険料を、定期的に集金に来る人に渡していたと思う。

私は、伯父から可愛がられていたので、20歳の時から国民年金に加入させ、伯父が保険料を納めていたと思うので申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、すべて同居していた伯父が行っていたと思うと供述しているが、伯父は病気のため証言を得ることができない上、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年7月2日に払い出されており、60年3月18日までさかのぼって被保険者資格を取得していることから、申立期間のほとんどは未加入期間となり、納付書の発行及び納付勧奨が行われなかったものと推測される。

さらに、申立人は、保険料は伯父が集金人に納めていたと思うと主張しているが、手帳記号番号の払出日からみて、申立期間の保険料は過年度分の保険料となり、集金人に納めることはできない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から53年7月まで

結婚のため会社を辞めたが、その後は国民年金保険料を主人の給料から控除されているものと思っていた。義父より任意加入手続が必要と知らされ、手続し納付したように思います。

何度も引っ越しをしたので証書は残っていませんが、10年間も納付していなかったとは決して思えません。以前A区役所で記録を調べてもらったときは満額でした。B市で記録を調べてもらったときは、10年不足していると言われ高齢任意加入して65歳まで納付をし、65歳から支給開始となりました。

以上について疑問を持っていますのでもう一度調査をお願いいたします。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の払出日は、昭和53年8月28日であることが確認でき、申立人が所持する年金手帳には初めて被保険者になった日として「昭和53年8月14日㊤」と記載されていることから、申立期間については当時も現在も未加入期間であることが確認できる上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に住所を有したとするC区所管の社会保険事務所を調査するも申立期間の納付記録は確認できず、同じく住所を有したとするD市では該当者無しと回答している。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月、同年8月、40年11月から41年7月までの期間、43年4月から同年10月までの期間、45年2月から47年3月までの期間及び47年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月及び同年8月
② 昭和40年11月から41年7月まで
③ 昭和43年4月から同年10月まで
④ 昭和45年2月から47年3月まで
⑤ 昭和47年10月から49年3月まで

昭和53年ごろ、店舗兼自宅にA市役所の職員（50歳ぐらいの女性）が来て、10年前までさかのぼって納付できると聞き、翌日また来てもらい、夫婦二人分の保険料として5年分ずつ合わせて10万円を支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号払出日は昭和46年10月29日であることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、この時点では、申立期間①ないし③は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、10年前までさかのぼって納付できると聞いたと供述しているところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、免除期間であった昭和49年度欄に「53.7.18 現納発」の記載があり、申

立人の妻も 49 年度から 52 年度までの免除期間の追納分の納付書をそのときに受け取ったことを記憶していることから、上記の供述は免除期間の追納に関する説明であったと考えられる。

加えて、昭和 53 年 7 月当時は特例納付の実施期間中であるが、5 年分の保険料を納付した場合の納付額は、申立人が納付したと主張している金額とはかい離している上、特例納付された記録も見当たらない。

なお、申立人は、店舗兼自宅にて市職員に納付したと主張し、当時 A 市では国民年金協力員を置いていたところ、A 市に照会しても、申立人が主張する職員や国民年金協力員を特定することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から45年3月まで
昭和53年ごろ、店舗兼自宅にA市役所の職員(50歳ぐらいの女性)が来て、10年前までさかのぼって納付できると聞き、翌日また来てもらい、夫婦二人分の保険料として5年分ずつ合わせて10万円を支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和40年4月から45年3月までの5年分の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間のみが未納となっているのは不自然であると主張しているところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、40年4月から44年9月までの保険料については、申立人の婚姻(44年9月)前に申立人の兄の保険料とおおむね同じ日に納付されていることが確認できることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、10年前までさかのぼって納付できると聞いたと供述しているところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)には、免除期間であった昭和49年度欄に「53.7.18 現納発」の記載があり、申立人も49年度から52年度までの免除期間の追納分の納付書をそのときに受け取ったことを記憶していることから、上記の供述は免除期間の追納に関する説明であったと考えられる。

加えて、昭和53年7月当時は特例納付の実施期間中であるが、5年分の保険料を納付した場合の納付額は、申立人が納付したと主張している金

額とはかい離している上、特例納付された記録も見当たらない。

なお、申立人は、店舗兼自宅にてA市職員に納付したと主張し、当時A市では国民年金協力員を置いていたところ、A市に照会しても、申立人が主張する職員や国民年金協力員を特定することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から54年1月まで
母が私の国民年金の加入手続を行い、20歳から会社に勤めるまでの保険料を納付してくれた。
手帳も領収証も無いが、母が「絶対納付した。」と証言してくれる。
未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和56年7月1日に旧姓で払い出されたことが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）やA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）でも、申立人は56年4月22日に任意加入により資格を取得したことになることが確認できることから、申立期間は未加入の期間として取り扱われるため保険料を納付することができない。

さらに、上記台帳や名簿の昭和56年2月から同年3月欄にかけて、それぞれ「これより以前納付不要」「本月迄無資格」の押印があり、申立期間の納付記録は確認できない。

加えて、申立人は、姉や兄も20歳から国民年金に加入し、母親が保険料を納付していたと主張するが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の姉（昭和24年生）の国民年金の資格取得日は47年8月19日（当時

22歳)であり、また、申立人の兄(26年生)は、49年4月1日(当時22歳)に厚生年金保険の資格を取得しているものの、国民年金の資格を取得した記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 14 日から同年 11 月 8 日まで
昭和 51 年 1 月から同年 11 月上旬まで勤務した A 社における標準報酬月額が資格取得時は 20 万円、資格喪失時は 30 万円になっている。

私は、前の会社での給与月額は約 30 万円だったが、A 社の給与月額はそれより高かったので入社した。入社時には約 38 万円、退職時には約 50 万円であった。

社会保険庁の記録にある標準報酬月額は実態と違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当該事業所に入社した昭和 51 年 1 月当時の最高等級の厚生年金保険標準報酬月額は 20 万円（報酬月額 195,000 円以上）であり、申立人が主張する給与月額 38 万円の標準報酬月額が 20 万円と決定されていることに不自然な点は見当たらない。

また、その後の標準報酬月額（昭和 51 年 8 月 1 日 28 万円、同年 10 月 1 日 30 万円）について、申立人は、保険料額を記憶しておらず、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も所持していないため、標準報酬月額算定の基になった報酬月額を確認できない。

さらに、申立人が記憶している複数の元同僚も給与明細書等の資料を持っておらず、確たる証言を得ることもできなかった。

加えて、当該事業主は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の関係書類を保管していないため、申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標

準報酬月額を算定したのか不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から平成 2 年 11 月 1 日まで
A社に勤務していた昭和 56 年 1 月 1 日から平成 2 年 10 月 31 日までの期間、健康保険組合及び厚生年金保険に加入し、保険料は給与から控除があったものと記憶しているが、社会保険庁の記録では申立期間は厚生年金保険に加入していないとされている。

健康保険組合に加入していた事実の証明は所持しているので、当然厚生年金保険にも加入していることは自然であるため、申立期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している身分証明書によれば、申立人がA社に社員として関わっていたことが確認できるものの、その勤務期間については記載が無く、元同僚からの明確な証言は得られなかった。

また、申立人が所持している身分証明書の裏面には健康保険者として「B健康保険組合C支部」と記載されていることから、同支部に照会したところ「当支部の印鑑、氏名及び番号は無く、当支部が発行したものではない。単に、当該事業所の加入する健康保険組合名を示したものと思われる。」と証言している。

さらに、申立人について、当該事業所の当時の経理担当役員は、「申立人の業務内容から判断すると雇用形態は営業職の個人事業者であり、社会保険は会社として加入していなかった。」とし、元同僚は、「地方で営業していた者は、フルコミッション（完全歩合制）で収入を得ていたと思うので、国民年金の可能性がある。」と証言している。

加えて、申立期間について、申立人が事業主により厚生年金保険料を控

除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、申立人は、申立期間に係る期間は国民年金に加入し、昭和 56 年 4 月から 57 年 5 月までの期間、同年 10 月から 58 年 12 月までの期間及び 61 年 6 月から 62 年 5 月までの期間は保険料を過年度納付し、59 年 4 月から 60 年 12 月までの期間は任意加入、62 年 7 月から平成 2 年 10 月までの期間は申請免除及び追納が行われており、それらはいずれも本人の申請に基づいて行われるものであることから厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張に矛盾がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 28 日から 60 年 9 月 20 日まで
私は社会保険事務所で、年金記録を調べてもらったところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 59 年 10 月 28 日から 60 年 9 月 20 日までの年金記録が無いことが分かった。

昭和 59 年 5 月に第 2 子が生まれ、健康保険証がなくなることは考えられないし、59 年 10 月 28 日以降も引き続き勤務していたので、厚生年金保険加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人は、昭和 59 年 10 月 28 日に資格を喪失したことが確認できる。

また、社会保険庁の記録（事業所記録照会回答票）によると、当該事業所は、昭和 59 年 10 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その約 2 年後の 61 年 11 月 1 日付けで再度、適用事業所となり現在に至っている。この点について、事業所では、「事業不振のため 59 年 10 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなったものの、事業所自体は解散せず継続して業務を行っていた。申立人がその後も健康保険証を所持していたとすれば、政府管掌健康保険の任意継続の制度を利用したものである。」と回答しているほか、当時から在職している職員の一人は、「自分の記録も申立人と同日付けで資格を一度喪失したことを知っている。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を有しておらず、

保険料控除に関する記憶も不明瞭である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 2 日から 50 年 3 月 18 日まで
② 昭和 50 年 6 月 23 日から 51 年 2 月 9 日まで
③ 昭和 51 年 10 月 11 日から 52 年 1 月 10 日まで
④ 昭和 55 年 2 月 3 日から 56 年 4 月 6 日まで

夫は、昭和 48 年 12 月から 56 年 4 月まで約 40 か月、A 事業所所有の船舶 B に乗っている。

「機関長」をしていた時もあったが、受給時の年金額は年間 90 万円程度で、加入期間も 234 月とあまりの少なさに驚いていた。

当時、給与等はお姑さんが全て管理していたので、保険料の金額や詳しいことは分からなかった。

昭和 48 年 12 月から 56 年 4 月までの期間を、船員保険の加入期間を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の船員保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④については、申立人が所持する申立期間の船員手帳並びに申立期間①の船長・同僚及び申立期間④の船長の証言から、申立人が当該船舶に乗っていたことが確認できる。

一方、申立期間②及び③については、船長及び同僚から当該船舶に申立人が乗っていたとする証言は得られなかった。

また、申立人が事業主により船員保険料を控除されていたことを示す給与明細書及び源泉徴収票等は無く、申立人が乗船したとする当時の船舶所

有者は「当社は昭和 59 年に倒産し、廃業後に関係書類を廃棄処分している上、当時の事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の船員保険料控除については不明である。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する船舶 B の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、同事務所の記録では、昭和 48 年 9 月 24 日船員保険資格喪失後に申立人が再び取得した形跡は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間を含む昭和 49 年 4 月 1 日から 57 年 9 月まで国民年金に任意加入し、51 年 4 月からは付加保険料も納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月から 28 年 11 月まで

私は、表彰状にあるとおり、勤続年数 24 年となっているので、昭和 26 年 1 月ごろから A 社に勤めていることになっているはずだが、年金記録が 28 年 12 月 1 日からとなっているのでおかしい。

B 社を昭和 25 年 11 月に退職後、すぐに A 社で働いており、年金記録が 3 年間も空いているのは納得できない。

この期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間について、当時の同僚に聴取したものの、申立内容を確認できる証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している「健康保険被保険者原票」及び事業所が保管している「健康保険・厚生年金保険被保険者原簿」によれば、昭和 28 年 12 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、申立人と同職種の従業員も、資格取得日が同じである。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、取得日が昭和 29 年 12 月 1 日となっている。

加えて、同僚と事業所からの「本工員と臨時工員（見習期間）とでは厚生年金保険への加入に違いがある。」旨の証言を踏まえると、当該事業所が何らかの意図をもって、昭和 28 年 12 月 1 日から従業員を厚生年金保険に加入させたものと推測される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 35 年 3 月まで
② 昭和 35 年 4 月から年月日不詳 (③に続く) まで
③ 年月日不詳 (②に続いて) から昭和 36 年 6 月まで
④ 昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月まで
⑤ 昭和 63 年 5 月から平成 4 年 3 月まで

申立期間①については、高校卒業後の昭和 34 年 4 月から 1 年間、A 町にある B 事業所に勤めた。

申立期間②については、C 社 (現在は、D 社) の加入期間が昭和 34 年 4 月からとあるが、35 年 4 月からが正しく、かつ申立期間③の E 社に就職するまで続いていたはずである。いとこの F 氏が退職し、その紹介で入れ替わりに入社した。

申立期間③については、申立期間②の C 社から続いて E 社に就職した記憶がある。

申立期間④については、G 社の加入期間が 1 か月ということではなく、昭和 48 年 7 月まで続いているはずである。

申立期間⑤については、H 社の加入期間が平成 4 年 3 月まで続いているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、勤務していた期間についても申立人の記憶が明確ではない。

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、B事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該事業所と類似した名称の事業所についても調査を行ったが、A町には該当する厚生年金保険の適用事業所である事業所は確認できなかった。

さらに、申立人は高校卒業直後の昭和34年3月15日にI区に、同年4月24日にはJ区に住所を定めており、同年8月15日にA町に戻っていることから、同町にあったB事業所に申立期間どおりに勤務することはできなかったと推察される。

2 申立期間②については、C社が保管している労働者名簿によれば、申立人は昭和34年3月20日に雇入、同年8月6日に退職の記録となっている上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）でも同年4月1日に資格取得、同年8月8日に資格喪失の記録となっている。

また、申立人は「いとこのF氏と入れ替わりに入社した。」と主張しているところ、F氏の上記事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和34年4月1日であり、申立人の資格取得日と一致している。

さらに、申立人は昭和36年3月24日に出身地のA町に戻っていることから、I区にあった上記事業所に申立期間どおりに継続して勤務することもできなかったと推察される。

3 申立期間③については、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）によれば、申立人が再び上京してJ区に住所を定めた昭和36年3月24日以降において、健康保険証の整理番号に欠番が無く、申立人は同年7月26日に資格取得、同年12月1日に資格喪失の記録となっており、この点は社会保険庁のオンラインの記録とも一致している。

4 申立期間④については、社会保険事務所が保管するG社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）によれば、申立人を含む被保険者34名のうち、資格取得日を昭和47年9月1日とする者が32名、同月26日とする者が2名であり、また、資格喪失日を同年9月5日とする者が1名、同月21日とする者が1名、同年10月1日とする者が5名、同月21日とする者が27名となっており、被保険者全員の加入期間がいずれも1か月となっている。

これについて、厚生年金保険の資格得喪年月日が申立人と同じで、住所が判明した同僚からは、「社会保険加入前から事業をやっていて、立ち上げた後、内輪もめや給与の不払いなどもありすぐに倒産した。」などと回答を得ており、申立人の主張を裏付けるような証言を得ることはできなかった。

5 申立期間⑤については、申立人は、H社は申立人が代表取締役となつて建設業を営んでおり、「K市への公共工事競争入札参加資格が平成4年3月まで有効であり、2年の春か夏に最後の公共工事を行った。」と主張するところ、K市担当課に照会したところ、同市における公共工事競争入札参加資格の有効期間は2年であり、同社については、昭和63年度に資格を取得したのを最後として、平成元年度をもって有効期間を満了しているし、同社が施工した公共工事については、昭和55年5月から同年7月までの1件しか確認できないとの回答を得ている。

また、申立人は「全喪届を出した記憶が無い。事務関係は従業員に任せていた。」と主張しており、事業主としての全喪届提出時の経緯が明確ではない。

さらに、申立人の前妻の国民年金第3号被保険者から同第1号被保険者への種別変更年月日は昭和63年5月1日であり、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。